

大津家庭裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成24年4月17日(火)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所
大津地方裁判所大会議室(本館1階)
- 3 出席者
(委員)五十音順・敬称略
川島明美, 小堀光實, 子安増生, 柴田寛之, 高橋陽一, 中山章, 野中百合子, 細谷鈴路, 吉村哲
(事務担当者)
花井義治, 稲留芳穂, 原田尊儀, 山田誠, 藤井徹, 上馬場靖, 饒波岳人, 古賀幸子(家事調停委員)
- 4 議事
 - (1) 大津家庭裁判所の基調説明
 - ア 事務担当者(大津家庭裁判所首席調査官)から, 家事審判法改正の趣旨・目的, これまでの経緯及び今後の流れについて説明
 - イ 事務担当者(大津家庭裁判所首席書記官)から, 家事事件手続法の概要(改正内容を主として)について説明
 - ウ 事務担当者(大津家庭裁判所主任書記官)から, 家事事件手続法施行に向けての大津家庭裁判所の取組状況について説明
 - (2) 意見交換
発言要旨は, 別紙のとおり
 - (3) 次回の開催日程
次回のテーマは家事調停を取り上げ, 日時は平成24年10月30日午後2時からとする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長， 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員， 事務担当者)

家事事件手続法の趣旨を生かすために家庭裁判所として留意すべき点について

(1) 調停申立書写しの送付について

(新旧申立書の書式を紹介し，運用の仕方について説明)

申立人から申立書が裁判所に出された段階で，相手方に対しどのようなものを送り，どのようなものは送らないという判断は，これまででは何を根拠に行ってきたのか。

従前の家事審判法（以下「旧法」という。）には相手方へ送る書面について，根拠となる明文の規定はなかった。運用上は，具体的な紛争の内容までは相手方へ通知せず，「このような調停が申し立てられたので来てください。」という旨記載した通知を送っていた。

新法となる家事事件手続法（以下「新法」という。）では，申立書の写しを送付することが明文で定められた。旧法では，申立書の写しを送付しなければならないわけではなかったが，2年ほど前から，裁判所によっては送るところも出てきたと聞いている。当庁でも法改正を踏まえ，実務上，申立書の写しを相手方へ送る取扱いとした。

私が以前赴任していた庁でも，当初は相手方へは申立書の内容を知らせていなかった。しかし，申立ての具体的な内容がわからないのでは相手方へどう対応してよいかかわらず困るだろうという意見が出て，早い段階で相手方へ申立てに対する対応を検討してもらうため，申立書の写しを送付することとした。そうすると，調停の期日前に，事件の内容について相手方から裁判所に問い合わせが入ることが少なくなった。

新たな申立書の書式は大阪独自のものか。他の裁判所の書式を参考にすることはないのか。

独自の書式であるが，他の裁判所の書式も参考にしながら作成している。

従前の申立書の書式は全国共通の書式か。

そうである。

新たな書式は大阪独自のものということだが，新法施行時には全国で書式は統一されるのか。法文上，書式の体裁までは定められていないので，各裁判所によってまちまちであってもよいということか。

申立てをする際に，申立書の書式を申し立てる裁判所とは別の裁判所から取り寄せたり，インターネットから取り寄せる場合があることを想定すると，書式は統一されるのが望ましく，その方向になると思う。ただ，新法の法文上，相手方へ申立書を送付することになっているが，申立書にどの程度の記載を求めるか基準がないため，各裁判所でそれぞれ工夫を重ねた上で，やがて統一されていくのではないか。統一の時期がいつになるかはわからない。

相手方へ申立書を送付する場合，従前の書式ではそれをそのまま相手方へ送付するのは不適切と思われる部分がある。そのため，新たな書式の作成にあたっては，従前の書式を元にしながらも相手方への送付に耐えうる内容になるよう大阪では検討してきた

し、各裁判所でもそれぞれ検討しているところである。最終的には書式が統一されることが望ましいと思うが、現在は、各裁判所がそれぞれ書式を作成し、試行している段階である。

今はまだ旧法なので、申立人が相手方へ申立書を送付することを望まない場合は送付しないのか。

大津では、当裁判所が新たに作成した書式で申し立てられたもののみ相手方に申立書を送付しており、他の裁判所で作成した書式や、従前の書式を利用して申し立てられたものについては相手方に送付していない。

従前であれば申立ての内容がわからないということで期日の呼出しに応じなかった者が、新たな様式を使用することで呼出しに応じるものが増えたとか減ったなどの傾向は印象としてお持ちか。

従前は、相手方から、申し立てられた調停の具体的内容がわからないので欠席する旨の連絡や、そもそも調停の手続自体がどのようなものかがわからないという問合せが多く寄せられたが、新たな書式を使用して、これに調停手続について解説したQ & Aを同封して送付することで、そのような連絡や問合せは激減したと感じている。

調停の手続を利用するには申立手数料以外にどれぐらいの費用がかかるのか。また、それをあらかじめ教えてくれる相談窓口はあるのか。

裁判所では手続案内というものを行っており、その中で、調停や他の手続の内容、それぞれの違い、掛かる費用について説明している。

調停を利用するのに費用がいくら掛かるか気にする人は多いと思うし、申立時以外に追加でいくら費用が掛かるのかは多くの人が気にするのではないか。追加で費用が掛かるか否か、またどれくらい掛かるのかについては、パンフレット等に記載するのが親切ではないか。

また、新たな書式については、従前の様式にはあった「申立ての実情」の記載欄がなくなっており、これは具体的な実情が記載されたものを相手方に送ると相手方の感情を著しく害することを考慮してのものと思われるが、逆に実情が書かれていた方が相手方にとって内容をよく把握できるし、調停委員にとっても、相手方に一から説明する手間が省けると思うが、そのあたりはどのように考えるか。

調停委員としての経験からいうと、「申立ての実情」欄は、申立人の強い主観に基づいて作成されているため、これをあらかじめ相手方に見せると、かなり話し合いを進めにくくなると思う。

「申立ての実情」欄はなくなったわけではなく、相手方に送付することは予定していない「申立書付票」の中に欄を設けている。

相手方に送ることを考慮するとしても、新たな書式の「申立ての理由」欄のように箇条書きされた理由に丸が入れられるだけでは相手方にはわかりにくいのではないか。従前の5行程度の「申立ての実情」欄であれば、新たな書式でも自由記載欄として残しておいてもよいのではないか。申立人には、相手方に送付されるということを考慮して記載してもらえばよい。

新たな書式では、申立書が相手方に送付されることが予定されているということだが、相手方に送る書式の記載内容についてはもう少し工夫したほうがよいのではないか。例

えば、申立書の上の方にある事件名の欄や、申立人が申立時に提出する添付書類の欄は相手方にとっては必要ないであろう。また、「呼出」という語句が記載されている部分があるが、呼出という語句は一般人にとってはきつく感じる。夫婦の円満調整と夫婦関係解消とが同じ書式というのも違和感を覚える。

申立書に、申立人の住所を書かせるのが適切でない場合もあるのではないか。

確かに、相手方が直接申立人宅を訪問してしまうおそれなどの関係で、相手方に申立人の現住所が知れるのが適切でない場合もある。そこで、申立人には、申立書の記載にあたり、現住所を相手方に知られたくない場合は以前相手方と同居していた時の住所など、記載しても問題がない住所を記載するよう指示した書面（照会回答書）を読んでもらっている。また、照会回答書には、申立人が現に住んでいる場所を相手方には知られたくないかどうかチェックを入れる欄があるが、その欄にチェックが入っているのに、申立書に申立人が現に住む場所が住所として記載されている場合には、本人に確認して、誤って相手方に知られたくない住所を記載することのないようにしている。

照会回答書は、太枠内部に記載するよう求めているが、太枠の外にも記入する箇所があるなど、わかりにくいところがある。端的に「今住んでいる場所は相手方に知られたくないですか。」という問いに ×で答える形式にしてはどうか。

（知られたくない住所を相手方に知らせてしまうような）間違いを生じさせないためには、（申立書をコピーして送るのではなく）申立書と相手方に送る申立ての通知とを分けた方がよいのではないか。手間であっても、申立書とは別に、相手方への通知のための書面を申立人を書いてもらった方がよいと思う。

事件を担当する調停委員の名前は、その事件の当事者に伝えているのか。

以前は担当調停委員の名前は当事者に伝えない傾向にあったが、現在は伝える傾向にあり、9割方の調停委員は調停期日で当事者に名前を名乗っていると思う。

調停委員の名前は一般に公表されているのか。当事者が調停に納得するためには、調停委員の名前のほか、調停委員がどのような見識、経験を持っているかということは公表した方がよいのではないか。

当事者との間で、調停委員の経歴等が話題になることはあり、当事者から聞かれて答えることはある。

調停委員がどのような経歴等を持っているかを当事者に積極的に伝えない理由は何か。

調停委員は、その委員の経歴や立場がどのようなものであれ、非常勤の裁判所職員として当事者と接しており、あえて経歴や立場を公表するということはない。

調停委員の人生観が調停にも大きく反映されると思うので、経歴等を公表したり、少なくとも調停委員の略歴ぐらいは、たとえばホームページで確認できるというようにしてもよいのではないか。

調停委員の経歴等の情報をすべて開示する方が調停がよりスムーズにいくかどうかは微妙だと思う。調停委員の安全やその確保をどうするかという問題もある。調停委員についてある程度限られた情報の下で、調停手続を進めていくことはやむを得ないのではないか。

調停手続自体については、また委員から希望があればあらためて取り上げたいと思う。

(2) 子の意思の確認について

家事事件手続法の42条や258条では、未成年である子の手続への参加について「意思能力がある限り」参加できる旨や、ただし「その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して・・・その者の利益を害すると認めるとき」は参加が認められない旨規定されているが、そのような意思能力や年齢発達の程度の判断は誰がどのように行うのか。

子どもからの陳述の聴取については、一定の事件について審判する場合、15歳以上の子について陳述聴取が必要とされてきたが、陳述の聴取が必要とはされていない子どもについても、中学生以上であれば大体聴取を行っていた。そして、聴取の中でその子どもの理解力や置かれている立場、態度、表情などを吟味し、それに加えて子どもの父母、祖父母、学校の先生などから得た客観的情報も踏まえて総合的に行っている。

子どもからの聴取や判断は調停委員が行っているのか。

実際に子どもから聴取を行うのは家庭裁判所調査官である。子どもから聴取した後、調査官としての意見を付して調停委員会に調査結果を報告する。最終的な判断は、調停委員会が行うことになる。

調査官が子どもから聴取を行う際には、どのようなことに留意しているか。

調査のために家庭訪問を行う場合には、子どもにいかにか馴染んでもらうかということに留意している。そのため、例えば年齢の低い子であれば、時間をかけてその子が一番好きな遊びを一緒に行うなどして、まず慣れてもらうようにしている。その上で、子どもの理解力に応じて、事件に関する質問を直接尋ねたり、そうはせずに例えば夫婦関係の事件であれば、お父さんお母さんの話題を振ってみてそのときの表情、態度を見たりしている。またあるいは、人形やクレパスなどの道具を使用して子どもに家族に関する物語を作ってもらって、そこから子どもの感情、意思を把握することに努めている。

調停委員の中には、離婚調停で、子どもにとって父親が必要であるという価値観を母親に対して前面に出し、離婚を考える母親が話しづらくなるような状況にしてしまう者がいるという事例を多く聞いている。当事者にとってはそれはつらいことなので配慮願いたい。

調停委員が自分にどうしても合わないというような場合、当事者は、委員の変更を求めることができるのか。

そのような希望があった場合は、まず理由を聞き、その上で変更の希望があった旨を調停委員会に伝えている。実際に変更するかどうかについては、理由に相当性がない場合は認めることはないが、認めた場合もあった。